

改造申請書および誓約書

伊豆市長あて

私の所有(使用)する車両について、次のとおり改造(作製)したことを申し立てます。
尚、改造(作製)内容については、私が一切の責任を負うことを誓約します。

納税義務者 住 所 _____
(所有者) 氏 名 _____
連絡先 電話番号 _____

【車両情報】

車 名		車体番号	
車輪数	☐ 2 輪 ☐ 3 輪 ☐ 4 輪		

【改造内容】

実施内容	☐ 原動機の載せ替え	☐ 改造キットの取り付け
	☐ 自主作製	☐ 輪距の変更(ミニカー)
	☐ その他()	

※実施内容に伴い、変更した項目について記載して下さい。

項目	変更前	変更後
車種	☐ 原付50cc以下 ☐ 原付90cc以下 ☐ 原付125cc以下 ☐ ミニカー ☐ その他	☐ 原付50cc以下 ☐ 原付90cc以下 ☐ 原付125cc以下 ☐ ミニカー ☐ その他
原動機の型式		
排気量	cc	cc
輪距	cm	cm
その他		

※太枠内に記入して下さい。

※上記改造内容が確認できる資料(カタログ、写真、部品の領収書等)の提出が必要です。

※添付資料例については、裏面を参照下さい。

【改造作業者】

☐ 本人 (所有者・使用者)		
☐ 業者 ☐ その他	住 所	
	氏名又は名称	
	電 話 番 号	

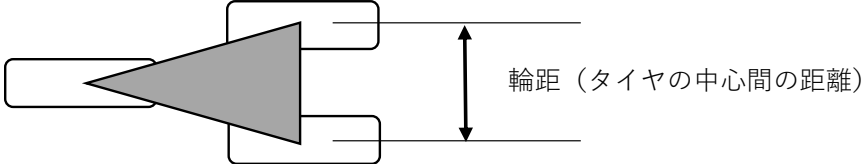
※虚偽の申請(未改造だが偽って申告した場合等)をした場合は、地方税法第448条により30万円以下の罰金に処せられることがあります。

裏面へ↓

伊豆市では、改造内容について書類での審査を行っておりますので、改造内容が確認できる資料の提出が必要となります。

※申告内容に変更があった場合は、伊豆市税条例第96条第2項により申告する義務があります。

【添付書類】

原動機の載せ替え	改造後の排気量が確認できる資料を提出下さい。 ☐ 原動機購入時の領収書等の写し(メーカー名、型番等がわかるもの) ☐ 原動機のカタログの写し
改造キットの取り付け	改造後の仕様が確認できる資料を提出して下さい。 ☐ 改造キットのカタログの写し ☐ 改造キット購入時の領収書等の写し(メーカー名、型番等がわかるもの)
自主作製	作製した車両の形状、車輪数、排気量等が確認できる資料を提出下さい。 ☐ 形状、輪距がわかる写真 ☐ 排気量がわかる資料 ☐ 車両の設計書の写し ☐ 原動機の部品等購入時の領収書等の写し (メーカー名、型番等がわかるもの)
輪距の変更 (ミニカー登録)	改造後の輪距が確認できる資料を提出下さい。 ☐ 変更後の輪距が確認できる写真(メジャーを添えた写真) ☐ スペーサーのカタログの写し(新規のみ) ☐ スペーサー購入時の領収書等の写し(新規のみ) 
その他 (上記以外)	改造内容が確認できる資料を提出下さい。 ☐ 改造に使用した部品のカタログの写し ☐ 改造後の写真 ☐ 改造内容が確認できる設計書の写し

※改造内容の審査に必要があれば、上記以外の書類等の提出を求め場合があります。

※インターネットで部品等を購入した場合は、領収書に代えて入札した履歴等の写しで代用できます。

※改造内容が確認できない場合は、課税対象として判断できない為標識を交付できない場合があります。

※製造元からミニカーとして販売された車両については、この書類の提出は不要です。

【改造についての注意事項】

・改造(自主作製)車両で公道を走行する場合は、道路運送車両法に定める保安基準に適合する必要があります！

伊豆市が交付する標識は、軽自動車税の課税客体として表示する為に貸与しているものであり、公道を走ること了承したものではありません。また、伊豆市では保安基準の審査は行っておりません。

・一度改造した車両を元に戻す場合にも申告が必要です！

改造した車両を元の状態(製造時)に戻す場合にも、申立書及びそれを証明する資料の提出が必要になります。